

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	(内閣府)
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> <u>その他</u> (特別土地保有税)	
要望項目名	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置	
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>沖縄振興特別措置法に定める情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区において、対象事業の見直し（追加）等の拡充、情報通信業務用設備等を新增設した場合の法人税額の特別控除制度及び、同情報通信産業特別地区における特定情報通信事業を営む者で同法の認定を受けた法人に対する所得控除制度の適用期限（平成24年3月31日）を5年間延長することに合わせ、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における対象業種の事業用に供される施設に係る事業所税を減免する特例措置の適用期限（平成24年3月31日）を5年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>① 事業所税のうち資産割の課税標準の特例の延長 事業所税 資産割 課税標準1/2 （5年間）</p> <p>② 特別土地保有税 非課税</p> <p>③ 情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区制度において、対象事業の追加、特別地区の所得控除の延長及び拡充等法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税についても同様の効果を適応する（自動連動）</p>	
関係条文	<p>① 地方税法附則第33条第2項</p> <p>③ 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号</p>	
減収見込額	(初年度) 3 ( 3 ) (平年度) 3 ( 3 ) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄県のリーディング産業の柱となっている情報通信関連産業の更なる企業集積促進及び県内企業の事業拡大を促進するため、既存の振興地域制度に係る税制インセンティブの更なる強化を行うことにより、投資促進を図るとともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を促進する。</p> <p>それにより、沖縄県における自立型経済構築を図るとともに、ひいては沖縄の地理的特性を活かした国内企業の事業継続性の確保やアジア進出の動き等を促進し、日本経済の自律的な成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成10年度に情報通信産業振興地域、平成14年に情報通信産業特別地区が創設されて以降、関係自治体や国・県が連携して企業集積に向けた取り組みを続けたところ、企業集積については成果があったものの、企業の認定実績はない。自立的経済構築のため、より一層の情報通信産業の集積を促すためには、引き続き、企業誘致のインセンティブを創出する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」
	政策の達成目標	情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における ① 情報通信産業、情報通信技術利用事業を行う企業の集積 ② 新たな雇用者数の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成29年3月31日
	同上の期間中の達成目標	情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における ① 情報通信産業、情報通信技術利用事業を行う企業の集積（150社） ② 新たな雇用者数の増加（1万5千人）
政策目標の達成状況	情報通信産業振興地域制度が創設された平成10年からの進出企業数 216社進出 20,212名雇用（平成23年1月現在）	
有効性	要望の措置の適用見込み	地方税 294百万円
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	法人税も含む税制優遇により、沖縄における情報通信関連産業の企業立地や県内企業の事業拡大を促進し、沖縄県の自立的経済の構築、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られることが見込まれる。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	地方公共団体が、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区において情報通信関連産業の用に供する設備・不動産を新たに新增設した者について、当該施設にかかる業務に対する事業税、当該業務の用に供する不動産取得に対する不動産取得税、および当該業務の用に供する不動産および償却資産に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、地方交付税による減収補填を講ずる。
要望の措置の妥当性	沖縄県の地理的特性や歴史経緯を踏まえ、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受ける事ができる税制措置を講じることが効果的である。	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区制度における地方税の免税実績(平成12～21年度) 累計516件 1,895百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>情報通信産業振興地域が創設された平成10年度からの進出企業数 216社進出(雇用者数 20,212人)(平成23年1月現在)</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成23年: 情報通信関連産業の雇用者数 22,400人</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成23年1月時点で進出企業による雇用は20,212人に達しており、県内情報通信関連産業への雇用者数は、平成23年度目標(平成24年1月時点)の22,400人に、ほぼ達していると考えられる。 なお、前回要望時の達成目標は、平成20年3月、沖縄県の計画により33,700人に上方修正されているが未達成となっている。しかし、直後の同年9月に生じたリーマンショックによって世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標をほぼ達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年 創設(情報通信産業振興地域における特別土地保有税及び事業所税の非課税措置) 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信業特別地区における認定法人の所得控除等の拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上)</p>